

三木町行財政集中改革プラン

～ 分権型社会システムが進む中、キラリと光る自治体を目指して ～

平成 18 年 3 月

三 木 町

目 次

第1章 行財政改革の必要性	1
1 これまでの行財政改革の取組み	1
2 分権型社会システムへの転換	1
3 集中改革プランの概要	1
(1) 目的	1
(2) 計画期間	1
(3) 推進体制	1
(4) 進捗状況の公表	1
第2章 行財政集中改革プラン	2
1 事務事業の再編・整理、廃止・統合	2
(1) 平成17年度～21年度までの5年間における事務事業の再編・整理等の目標	2
(2) 事務事業の再編・整理等を行う際の実施計画	2
2 民間委託等の推進	3
(1) 公の施設についての取組目標	3
(2) その他の事務についての取組目標	3
3 定員管理・給与の適正化	5
(1) 定員管理の適正化	5
(2) 給与の適正化	6
(3) 定員・給与の公表	7
4 第三セクターの見直し	9
(1) 既存法人の見直し	9
(2) 監査・点検評価・情報公開の体制等	9
(3) 第三セクターの役職員と給与の見直し	9
5 経費節減等の財政効果	10
(1) 財政の状況	10
(2) 財政状況の分析	15
(3) 歳入関係	16
(4) 歳出関係	18
6 地方公営企業（水道事業）	21
(1) 経営改革の推進	21
(2) 経費節減等の財政効果	22

第1章 行財政改革の必要性

1 これまでの行財政改革の取組み

本町ではこれまで、平成8年4月に「三木町行政改革大綱」、続いて12年2月に「三木町行政改革大綱（改訂版）」、さらに17年1月に「三木町新行財政改革大綱」を策定して、組織機構の再編、庁内LANの構築を図るとともに、事務事業の執行に当たっては、絶えず見直しを行い、効率的かつ効果的な行政運営に努めるなど、積極的に行財政改革に取り組んできたところである。

2 分権型社会システムへの転換

少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方自治体は住民の負担と選択に基づき、地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムへの転換が必要である。

また、これからの地方自治体は、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間」を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められている。

このような状況の中で、地方自治体においては新しい視点に立って不断に行財政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要であり、また、行財政改革の推進に当たっては、危機意識と改革意欲を全職員が共有して、取り組んでいくことが求められている。

3 集中改革プランの概要

(1) 目的

集中改革プランは、「三木町新行財政改革大綱」に掲げた改革の5本の柱に基づき、行財政改革を計画的に実施するための具体的な方策を示したものである。

(2) 計画期間

集中改革プランの計画期間は、平成17年度から21年度までの5年間とする。

(3) 推進体制

有識者からなる行財政改革推進会議と連携を図りながら、町長を本部長とする行財政改革推進本部において進行管理を行い、集中改革プランをより実効性のあるものにする。

(4) 進捗状況の公表

集中改革プランに基づく行財政改革の進捗状況は、広報みきやホームページ等を通じて公表する。

第2章 行財政集中改革プラン

1 事務事業の再編・整理、廃止・統合

(1) 平成17年度～21年度までの5年間における事務事業の再編・整理等の目標

- ① 17年度までに、庁内ネットワークシステムを活用して、契約事務の電子システム化を行う。
- ② 17年度に、電算システムによる戸籍業務処理の18年度からの導入を検討する。
- ③ 18年1月から水道部門と下水道部門を同一フロアに集約させて、受付窓口を一元化し、手続きの簡素化を図る。
- ④ 18年度に、介護保険事業について、そのあり方を抜本的に見直すとともに、地域包括支援センターを設置する。
- ⑤ 18年度までに、住民生活課が所管している在宅寝たきり老人等介護手当支給事業及び寝たきり老人等紙おむつ給付事業について、介護保険事業との所管一元化を検討する。
- ⑥ 18年度までに、高齢者教育学級、女性教育学級を、学習者が自ら自発的・能動的に開設・運営する自主学級に改めるとともに、生涯学習指導員職の廃止を検討する。
- ⑦ 20年度までに、体育施設に係る事務事業の整理・統合について検討する。

(2) 事務事業の再編・整理等を行う際の実施計画

① 当該実施計画の内容、基本的考え方

政策・施策や事務事業の客観性・透明性・住民満足度を高めるため、評価指標に基づく行政評価システム導入の検討を行い、20年度までに行政評価システムの導入を行う。

② 行政評価を活用する仕組の導入の有無

評価結果に基づき、事務事業の継続、廃止、拡充、縮小を精査し、最終的には町長が本部長の行財政改革推進本部において決定する。

③ 外部の意見を取り入れる仕組の導入の有無、その概要

町政への住民参加をさらに進めるために、広く住民からの意見・提言を取り入れるとともに、住民と行政との意見交換により行財政改革の推進を図る。

- ・ ホームページでの意見聴取
- ・ 住民の代表や有識者からなる行財政改革推進会議の開催
- ・ 町政モニター制度の活用

④ 実施計画の公表予定の有無、公表方法

事務事業の再編・整理等を行う際の実施計画を「広報みき」やホームページで公表する。

2 民間委託等の推進

(1) 公の施設についての取組目標

① 平成16年度末時点における管理区分別施設数

ア 指定管理者制度導入済み施設	0
イ 業務委託実施済み施設（一部委託を含む）	18施設
ウ 全部直営施設	38施設

② 平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

- ア 17年度に、みきの家について指定管理者制度を導入（1施設）
- イ 18年度から文化交流プラザ、福祉センター、老人福祉会館あけぼの荘について指定管理者制度を導入（3施設）
- ウ 20年度までに、総合運動公園について指定管理者制度の導入を検討（1施設）
- エ 21年度までに、農村運動広場、高仙山山頂公園について指定管理者制度を導入（2施設）
- オ 21年度までに、農村環境改善センター、神山保育所、下高岡保育所について指定管理者制度の導入を検討（3施設）
- カ 21年度までに、津柳地区コミュニティセンターと南部高齢者保健センターとの管理一元化を検討（2施設）
- キ 21年度までに、駒足ふれあい会館、鹿庭コミュニティセンター、パークアンドライド駐車場について管理のあり方を検討（3施設）
- ク 21年度までに、池戸商工センター、ウォーキングセンターについて公民館としての管理移管を検討（2施設）
- ケ 21年度までに、太古の森について総合運動公園との管理一元化を検討（1施設）
- コ 21年度までに、虹の滝キャンプ場の老朽バンガローの取壊しについて検討
- サ 17年度をもって神山幼小中学校、小蓑幼小中学校を廃止し、18年度末までに施設の利活用を検討（6施設）
- シ 17年度に、老朽化した町営住宅の取壊し（2戸）
- ス 21年度までに、老朽化した町営住宅の取壊しについて検討

(2) その他の事務についての取組目標

① 平成16年度末時点の委託状況

ア 全部委託

し尿処理、水道メータ検針、庁内情報システム維持、学校施設夜間警備、ホームヘルパー派遣、在宅配食サービス

イ 一部委託

本庁舎清掃、ホームページ作成・運営

ウ 全部直営

本庁舎夜間警備、案内・受付、一般ごみ収集、学校給食、学校用務員事務、スクールバスの運転、道路維持補修、情報処理、総務関係事務（給与、旅費、福利厚生等）

② 平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

ア 消防・救急業務については、18年1月9日まで一部事務組合で行ってきたが、同日をもって一部事務組合が解散したことにより、18年1月10日から消防・救急業務を高松市に委託する。

イ し尿処理業務、介護認定審査会事務については、17年度までは一部事務組合で処理していたが、18年3月31日をもって同組合が解散することにより、18年4月1日からし尿処理業務、介護認定審査会事務を高松市に委託する。

ウ 19年度までに、平井幼稚園井上分園の夜間警備について民間委託を検討

エ 19年度までに、案内・受付業務のあり方について検討

オ 21年度までに、情報処理業務の一部委託について検討

カ 21年度までに、小学校スクールバス運転手の民間委託について検討

3 定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

① 平成17年4月1日～22年4月1日までの定員管理の数値目標

ア 数値目標の基本的考え方

- ・ 事務事業の効率性、合理性を分析し、廃止、縮小及び見直しを徹底して行うことにより、適正な定員管理を行う。
- ・ 政府の経済財政諮問会議が定めた「総人件費改革基本指針」に基づき、5年間で5%以上の削減を基本とする。

イ 数値目標の設定の仕方

- ・ 新規採用の職員数は、行政の運営上増員が適切であると判断される最低限の人数に止め、退職者数を補充するといったこれまでのような慣例的採用は行わない。
- ・ 17年度当初の職員数204人から11人削減し、22年度当初の職員数193人を目標とする。（削減率5.4%）

ウ 採用者・退職者の見込み

年 度	退職者の見込み	採用者の見込み
17年度	6人	2人
18年度	3	2
19年度	7	5
20年度	9	6
21年度	6	5

注) 退職者の見込みは年度末、採用者の見込みは翌年度4月1日

② 平成11年4月1日～16年4月1日までの純減実績

(単位：人)

年 度	前年度末職員数	年度当初職員数	比 較
11年度	211	211	—
12年度	209	210	1
13年度	208	206	△2
14年度	206	207	1
15年度	206	201	△5
16年度	201	204	3

③ 定員適正化計画の見直し状況

行財政改革を進める上において、総人件費の抑制が重要な位置づけとなっていることから、事務事業の廃止、縮小及び見直し、さらには、指定管理者制度の導入を視野に入れて、新たな定員管理適正化計画を17年度中に策定する。

(2) 給与の適正化

① 平成16年度までの実施状況

ア 特殊勤務手当の適正化

- ・ 11年度から廃止 現金出納事務手当、自動車運転業務手当

イ 旅費の廃止

- ・ 11年度から廃止 管内出張旅費
- ・ 15年度から廃止 県内出張旅費の日当（節減効果：160千円）

ウ 11年10月から毎月第1、第3水曜日を「ノー残業デー」に指定

② 平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

ア 高齢層職員昇給停止

現行の58歳昇給停止にとらわれず、高齢層の年功的な給与上昇を全体的に抑制していくことを基本に、若中年層との給与格差の縮減に努める。また、退職時の特別昇給については、国、県、他市町の動向を踏まえながら18年度以降に順次見直す。

イ 不適正な昇給運用の是正

人事評価システムの構築を17年度中に行い、勤務成績を適切に反映させた昇給制度を18年4月から試行的に導入するとともに、昇給月については毎年1月1日に統一する。

ウ 級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直し

現在、規則で定められた級別職務分類は厳守しているが、18年4月の給料表の改正に伴い、その見直しを行うとともに、今後も不適正な格付けが発生しないように努める。

エ 退職手当の支給率の見直し

他市町の動向を踏まえながら、国に準じた方向で見直す。

オ 諸手当の総点検の実施

i 特殊勤務手当の適正化

条例の趣旨に合致せず、支給の合理性に欠ける特殊勤務手当については、支給制度の見直し・廃止を行う。

- ・ 18年度から廃止予定 有線業務手当、特地勤務手当
- ・ 21年度までに支給のあり方を検討 町税事務手当、じんかい業務手当

ii その他の手当の適正化

- ・ 管理職手当については、国、県、他市町の動向を踏まえて早急に検討を行う。
- ・ 超過勤務手当については、総額の削減に努める。（削減目標：前年度対比3%削減）

カ 技能労務職の給与の見直し

i 国や民間の同種の職種との比較の実施

国における同種の職員給与を参考に、その職務の性格や内容を踏まえるとともに、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用に努める。

ii 給料表の適正化

平成17年人事院勧告の給与構造改革の趣旨に基づき、公民格差が生じないように給料表の改定を18年4月に行う。

キ その他

これまでも人事院勧告、香川県人事委員会の方針等に準じて給与改正を行ってきたところであるが、行財政改革の根幹施策として、国、県、他市町の動向を精査しつつ、積極的に総人件費の抑制に取り組む。

(3) 定員・給与の公表

① 平成17年度の公表状況

ア ホームページへの掲載

11月18日に部門別職員数及び職員給与の状況について公表

イ 国の公表様式への準拠

国の公表様式に準じて公表

ウ その他の媒体による公表の状況

広報みき 12月号に部門別職員数及び職員給与の状況について掲載

② 今後の計画等

17年度と同様な時期、内容で積極的な情報公開に努める。

4 第三セクターの見直し

(1) 既存法人の見直し

① 第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定

20年度までに、三木町財団等経営改革計画を策定する。

② 第三セクターの統廃合・整理等見直しの実施予定

ア 平成16年度末時点における第三セクターの法人

- ・ 三木町文化振興財団
- ・ 三木町健康生きがい財団

イ 平成17年度～21年度までの5年間の見直しの実施予定

財団等経営改革検討委員会（仮称）を設立して、事務事業の点検、評価、改善等を検討するとともに、20年度までに統合計画を策定し、21年度を目標に「三木町文化振興財団」と「三木町健康生きがい財団」の統合を目指す。

(2) 監査・点検評価・情報公開の体制等

① 監査及び点検評価の平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

18年度までに、経営効率化と採算性を観点とした監査体制の強化を図る。

② 情報公開の平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

20年度までに、財務諸表等経営状況について町ホームページ、町広報等で情報公開する。

(3) 第三セクターの役職員と給与の見直し

① 役職員数の削減計画

ア 平成16年度末における役職員数

三木町文化振興財団 20人（臨時職員を含む）

三木町健康生きがい財団 28人（臨時職員を含む）

イ 平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

21年度の両財団の統合により、役職員数10%を削減する。

② 今後の給与の見直し計画

ア 平成16年度末時点における第三セクターの給与の見直しに関する計画の策定状況
策定していない。

イ 平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

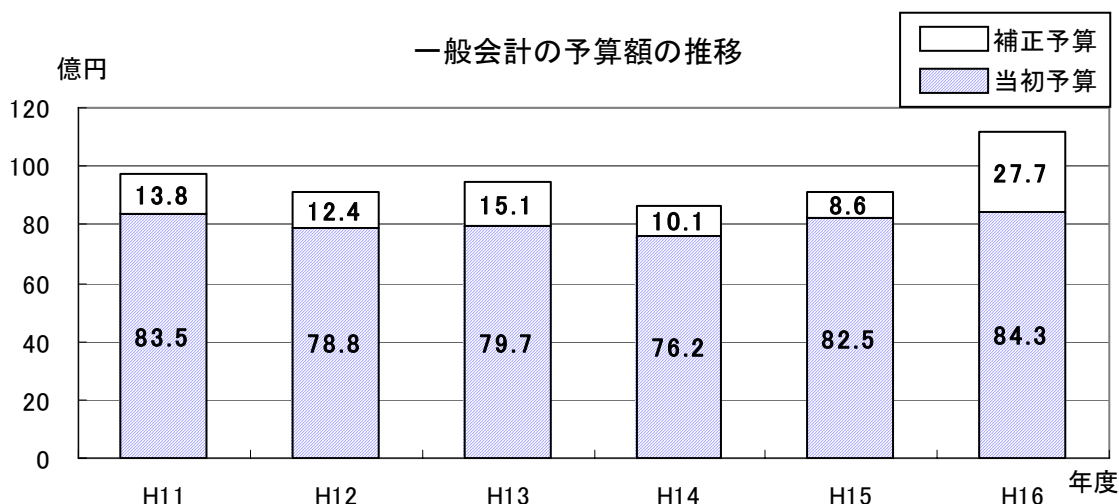
職員給与の適正化に努める。なお、役員報酬は支給していない。

5 経費節減等の財政効果

(1) 財政の状況

① 予算額の推移

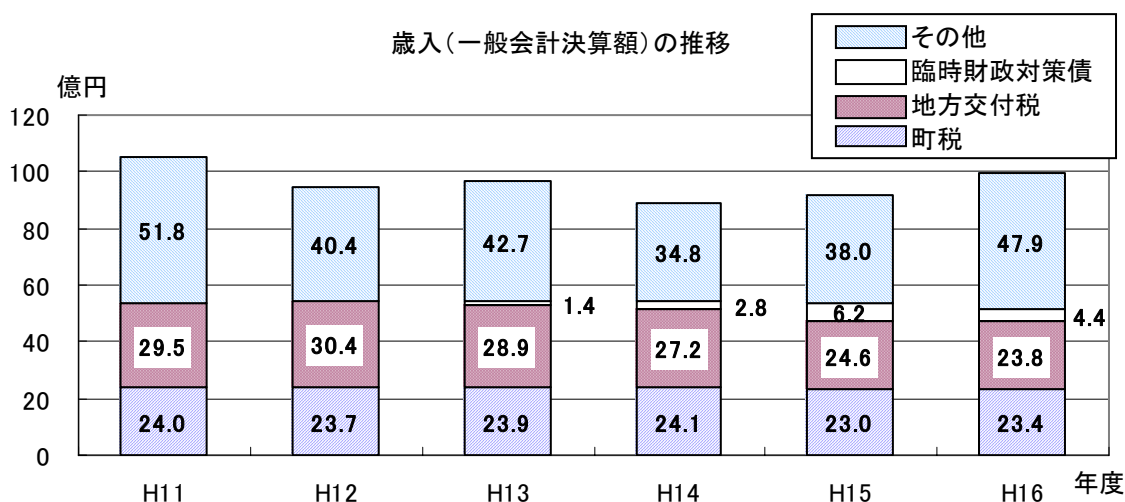
本町の一般会計の予算規模は、平成11年度から15年度までは、当初・補正予算額を含めて約90億円前後で、概ね横ばいとなっていたが、16年度では、112億円と大幅に増加している。これは、16年10月20日の台風23号災害に伴う災害復旧事業費による増加が主な要因となっている。



② 歳入の推移

本町の歳入のうち、約24億円前後を町税が占め、この町税は平成11年度からほぼ横ばいの傾向が続いている。一方、地方交付税は、12年度では約30億4千万円であったが、16年度には約23億8千万円と年々減少している。

また、13年度からは、臨時財政対策債が導入され、財源不足分を振替している。今後も、国の財源不足による地方交付税制度の見直しにより、厳しい状況が続く見通しである。



※ 決算額には繰越額を含んでいる。

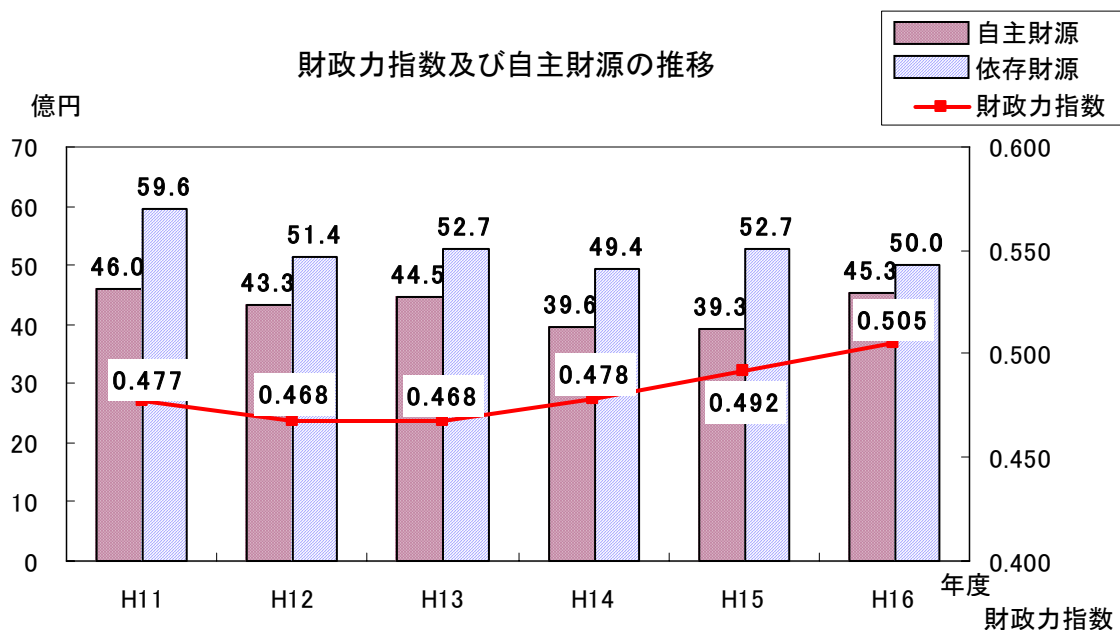
※ 地方交付税とは、財源の均衡化を図り、すべての自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うことができるよう、地方行政の計画的な運用を保障することを目的としているもので普通交付税と特別交付税がある。国庫支出金とは異なり、用途について制限を受けない一般財源となる。

※ 臨時財政対策債とは、国が普通交付税として自治体に交付してきた額のうち、交付税特別会計の借入金で対応してきた財源不足分について、その半額を赤字地方債に振り替えたもので、通常の地方債とは異なり、一般財源となる。

③ 財政力指数と自主財源

地方公共団体の財政基盤の強さを示す指標として財政力指数があり、この指数は、標準的な行政活動を行う財源をどの程度自力で調達できるかを示したもので、数値が大きいくほど財政力が強いとみることができる。

本町の場合は、平成12年度から上昇傾向にあり、11年度と比較して16年度では0.028増加している。これは、交付税制度の見直しにより、単位費用の引下げや段階補正の見直し等のため、基準財政需要額が減少したことが1つの要因となっている。



※ 財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額

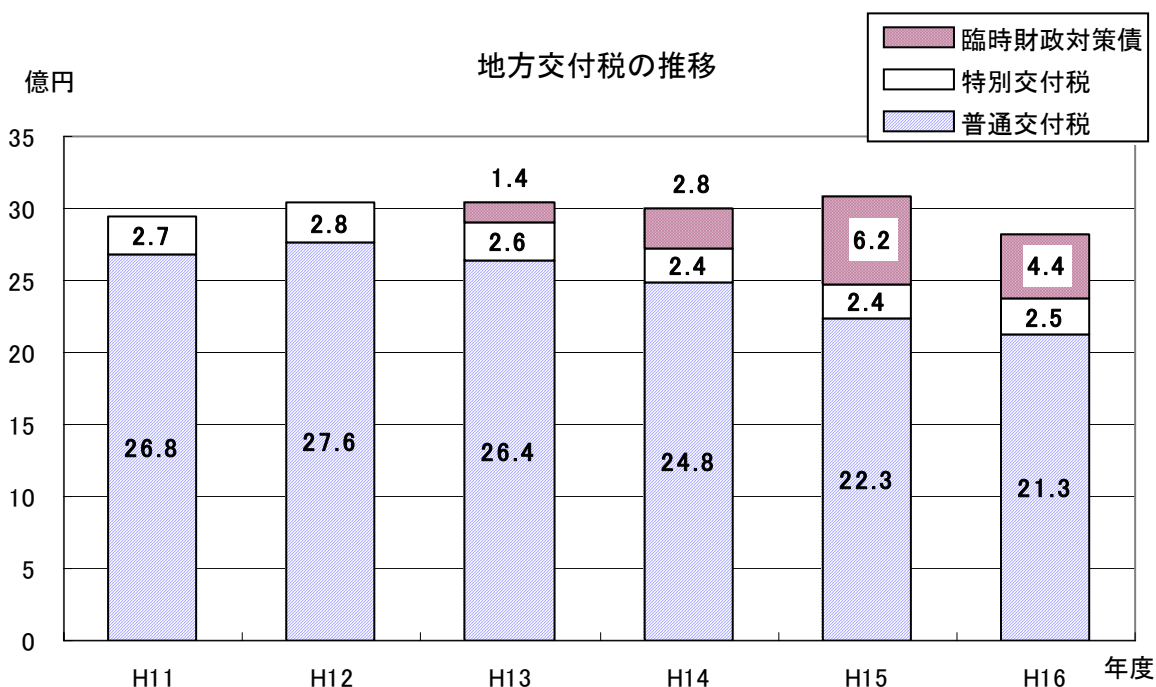
※ 財政力指数は、各年度に積算された数値の過去3年間の平均値を使用している。

※ 自主財源とは、自治体が自主的に収入することができる財源で、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入などをいう。

※ 依存財源とは、国・県から定められた額を交付される財源で、地方交付税、国庫・県支出金、地方譲与税、地方債などをいう。

④ 地方交付税

平成12年度の地方交付税は約30億4千万円であったのに対し、16年度では約23億8千万円と大きく減少している。13年度以降、国の財源不足により、臨時財政対策債が導入されたことや、三位一体改革に伴う交付税制度の見直し等が減少の要因であり、今後も引き続き厳しい状況が続くことが予想される。



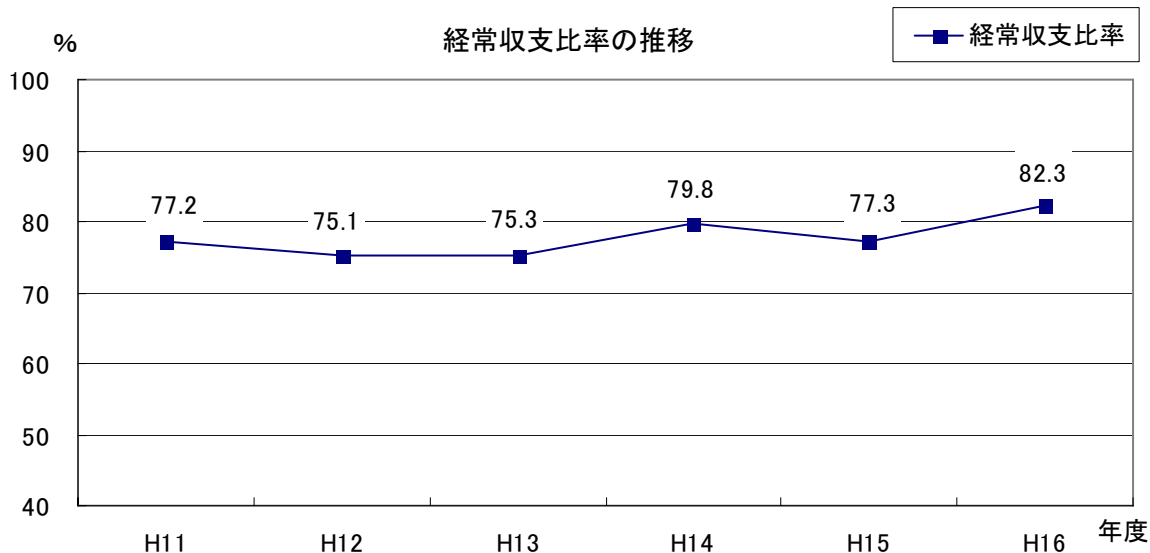
※ 普通交付税とは、自治体が妥当な水準の行政を行うために必要とする額（基準財政需要額）と標準的に徴収が見込まれる税収入（基準財政収入額）を一定の基準により算定し、収入が不足している場合に、これを補うために国から交付される交付金をいう。

※ 特別交付税とは、普通交付税の補完的な機能を果たすもので、災害等のための特別な財政需要があるなど、各自治体の特別な事情を考慮して交付される交付金をいう。

⑤ 財政構造

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として経常収支比率があり、これは、町税、地方交付税など毎年度経常的に収入される財源が、人件費、扶助費、公債費など経常的に支出される経費にどの程度充当されているのかをみるもので、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表している。

本町の場合は、平成15年度までは77%前後であったが、16年度には82.3%と上昇している。これは、地方交付税の減収など歳入全体の減少や、歳出に占める経常経費の増加が主な要因となっている。

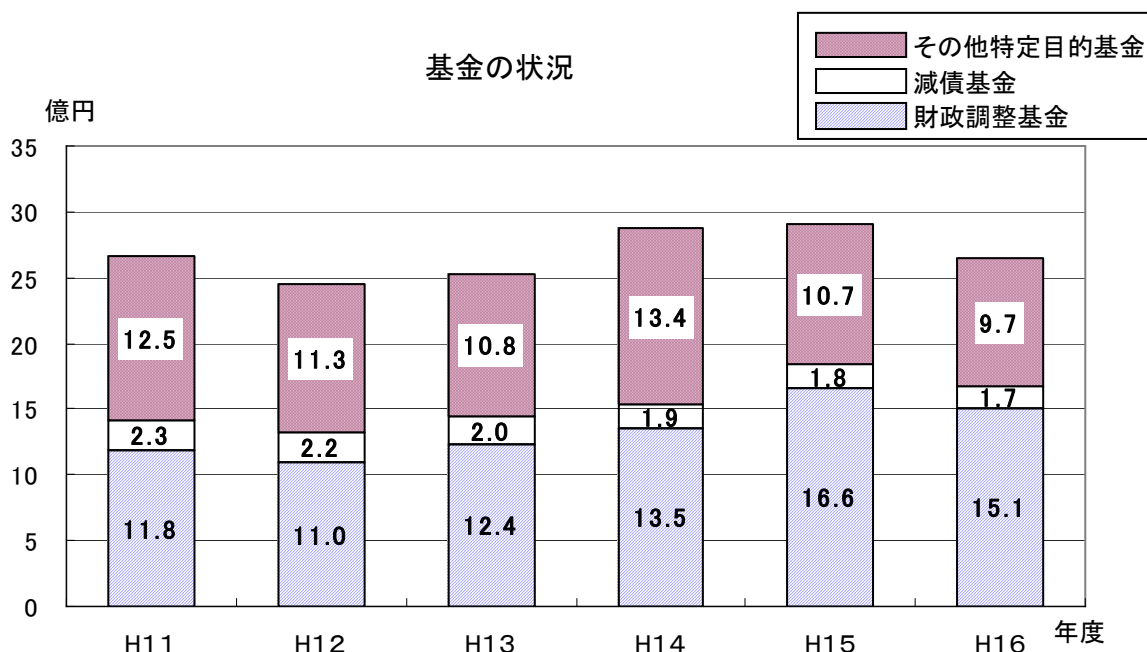


※ 経常収支比率 = 経常経費充当の一般財源 / 経常一般財源 × 100

⑥ 基金の状況

基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てることを目的として設置されている。例えば、財政調整基金は、予算編成時の財源不足の補てん、災害時などの対応に備えるもので、平成16年度末の残高は約15億円となっており、今後も一定額を確保していく必要がある。

また、その他の特定目的基金が減少しているが、これは文化交流プラザ管理運営のためにふれあいふるさと基金、また介護保険制度導入のために介護保険円滑導入基金が、それぞれこの5年間で活用されたことによるものである。

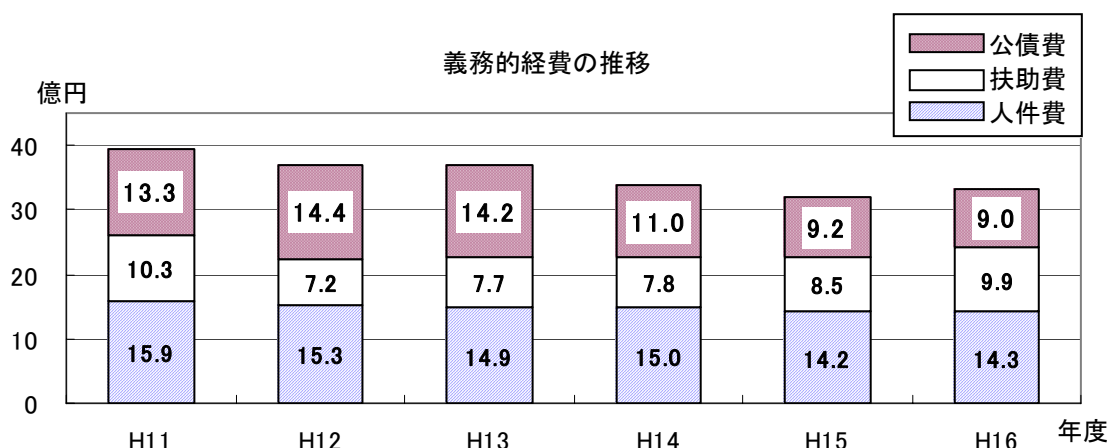


※ 普通会計の決算額数値を用いている。

⑦ 義務的経費

義務的経費とは、地方公共団体の経費のうち、その支出が義務付けられている経費のことで、人件費、扶助費、公債費からなっている。人件費は、団体が存立する限り経常的に支出するものであり、扶助費は、その大部分が法令の規定により支出が義務付けられているなど、いずれも任意に節減できない経費で、本町の場合、扶助費が増加の傾向にある。

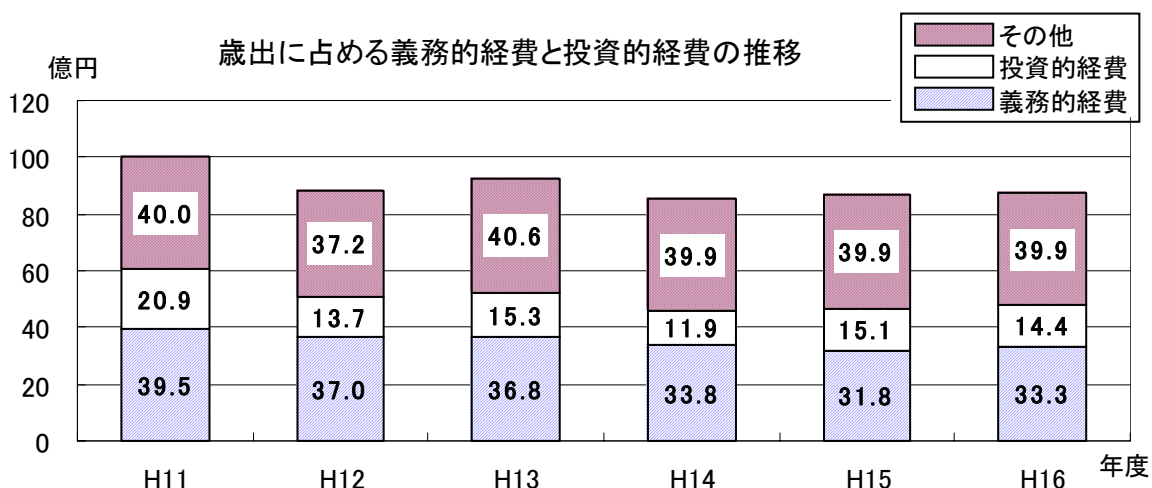
また、町債の償還に要する経費である公債費は年々減少しており、平成16年度末には約9億円と減少している。一般的に、この義務的経費が歳出全体に占める割合が低いほど財政に弾力性があり、高いほど硬直化しているといわれている。



※ 普通会計の決算額数値を用いている。

⑧ 投資的経費

投資的経費とは、道路や公園、学校などを整備する等、その支出効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことをいい、工事費や公有財産購入費などがある。また、国の補助金を受けて行う補助事業と町単独で行う単独事業にも分けられる。歳出全体に占める投資的経費の割合は、約16%前後となっており、引き続き緊急度・必要度の高い事業を検討し、選択していく必要がある。



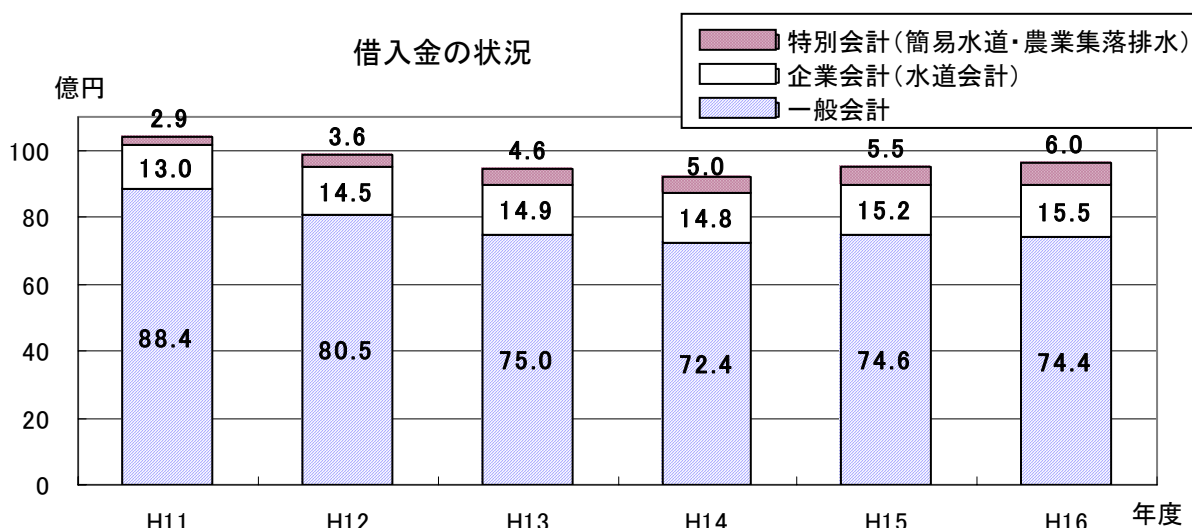
※ 普通会計の決算額数値を用いており、決算額には繰越額を含んでいる。

※ その他とは、委託料・光熱水費・消耗品などの物件費、他会計の不足を補うための繰出金、負担金・補助金などの補助費等、施設の維持補修費など

⑨ 借入金

地方債（町債）とは、地方公共団体が、資金調達手段として金銭を借入れ、又は証券を発行することにより負う債務で、その償還が翌年度以降にわたり、将来的に債務を残すものである。そのため、過度に地方債に依存することは、将来の財政運営の健全性を考慮した場合好ましくなく、本町の場合、平成16年度末の町債残高は全会計で約95億9千万となっており、11年度から比較すると減少傾向にある。

しかし、会計別では、特別会計のうち、農業集落排水事業特別会計の借入金が増加しており、今後は、借入金の返済状況を勘案し、将来計画を見据えた借入れの必要がある。



※ 借入先は、国の財政融資資金、公営企業金融公庫、民間銀行など

(2) 財政状況の分析

現在、景気は緩やかな回復傾向にあると見込まれているが、回復には地域によってばらつきが見られ、本町における財政事情も依然として、これまでの景気低迷による所得水準の低下を反映し、個人町民税収入は横ばい傾向にある。

また、構造改革による地方交付税算定の見直し等により、根幹的な歳入一般財源である地方交付税の増収を見込むことは困難であり、厳しい状況に直面している。特に、普通交付税は、平成12年度から4年連続で前年度額を下回り、16年度については、交付税の代替財源としての臨時財政対策債を加えた普通交付税額等は前年度対比で約2億8千万の減少となっている。

歳出では、義務的経費のうち、扶助費が長期にわたる不況や少子高齢社会の進展等により増加傾向

にあり、また、町債の償還に要する経費である公債費は、繰上償還等により地方債残高の抑制に努め減少しているが、今後、農業集落排水事業特別会計等において借入額の増加が見込まれている。

こうした中、地方財政については、地方交付税において、国の歳出の見直しと歩調をあわせた歳出の見直し、抑制等の改革を行うこととされており、また、国庫補助金についても、税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大し、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を実現することになっている。

今後、本町における財政運営も更なる行財政改革に努め、引き続き、構造改革を進める国とともに、中長期的な視点に立脚し、真に必要な行政サービスを効果的・効率的に展開していくことが強く求められている。

(3) 歳入関係

① 平成16年度までの実績

ア 税の徴収対策

- ・ 木田香川地区町村税滞納整理組合による積極的な滞納徴収
- ・ 町職員による納税相談（個別徴収）
- ・ 催告状の通知（年2回）
- ・ 口座振替納税の推進

□ 町税等の口座振替納税加入率（人数）の推移

区 分	平成12年度	平成15年度	平成16年度
町 民 税	11.1%	13.6%	14.2%
固 定 資 産 税	13.0	15.5	16.8
軽 自 動 車 税	11.8	13.6	14.3
国民健康保険税	25.7	27.5	28.2

イ 使用料・手数料の見直し

13年4月から一般家庭排出の可燃ゴミを有料化したことにより、香川東部溶融クリーンセンターへのゴミ搬入量が削減され、結果として東部清掃施設組合への運営費負担額も、12年度と15年度を比較すると金額で86,882千円、率にして38.7%縮減された。

ウ 未利用財産の売り払い等

平成12年度～16年度の5年間の売却実績

（土地） 3,537㎡ 53,000千円

② 平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

ア 税の徴収対策

- ・ 自主財源の確保と税負担等の公平性の観点から、課税客体の的確な把握や滞納整理の実施により、町税を始め国民健康保険税、介護保険料などについて、一層の収納率の向上に努める。
- ・ 香川滞納整理推進機構の活用により町税収入のさらなる強化を図る。
- ・ 納税相談の回数を増やし、個々の状況に応じて適切な滞納整理に努める。
- ・ 7月から12月までを訪問徴収強化期間と定め、職員による積極的な訪問徴収に努める。

□ 町税等の収納率の目標（現年分）

区 分	平成16年度	平成21年度
町 民 税	97.7%	98.0%
固 定 資 産 税	94.9	95.0
軽 自 動 車 税	96.3	97.0
国民健康保険税	95.5	96.0

イ 町営住宅家賃の徴収対策

□ 町営住宅家賃の徴収率の目標

区 分	平成16年度	平成21年度
現 年 分	93.3%	93.8%

滞納家賃の徴収強化に努め、21年度までに16年度対比17.9%の削減を目指す。

ウ 使用料・手数料の見直し

住民負担の適正化、公平化を図るために、すべての使用料、手数料について見直しを行う。また、現在徴収していないものであっても、受益に応じた負担の公平という観点から、積極的に見直しを行う。

- ・ 18年度から小人数家庭向けの可燃用指定ごみ袋（20ℓ：1枚20円）を新たに作成
- ・ 21年度までに幼稚園授業料の見直しを検討

エ 未利用財産の売り払い等

利活用が困難な土地等を適正な価格で積極的に処分する。

未利用財産現在高（土地） 5,443㎡

(4) 歳出関係

① 平成16年度までの実績

ア 人件費削減

i 職員削減

定員管理の適正化に努めており、16年度当初の職員数は204人で、条例定数218人に比較して、人数で14人、率にして6.4%削減されている。(節減効果：102,410千円)

ii その他

臨時職員(事務補助員)の見直しを行い、15年度の24人から16年度には13人に削減した。(節減効果：14,192千円)

イ 組織の統廃合

16年4月に役場組織の機構改革を実施し、従来の12課2局1室から11課1局1室体制に組織再編を行った。

ウ 民間委託による事務事業費削減

埋蔵文化財専門員を廃し、埋蔵文化財調査業務を民間業者に委託した。

エ 補助金等の整理合理化

15年度から納税組合補助金を廃止(節減効果：9,000千円)

オ 投資的経費の見直し

単独事業の抑制に努め、11年度に比較して16年度では一般財源で132,638千円、率にして20.7%縮減した。

カ 内部管理経費の見直し

11年度から公用車用燃料の競争見積り合わせによる経費節減を実施

キ その他事務事業の整理合理化

- ・ ダイヤルインの導入 12年10月
- ・ 庁内LANの構築 15年10月
- ・ 庁舎及び公共施設における分煙化 16年4月

ク その他

- ・ 毎年度の予算編成時にマイナスシーリングによる抑制を行っており、16年度の普通会計における需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)の決算額は、12年度に比較して、金額で42,638千円、率にして16.9%縮減した。
- ・ 15年度から県内出張旅費の日当を廃止するとともに、各種全国大会等への参加旅費の縮減を行うことにより、16年度の普通会計における旅費と14年度の旅費を比較すると、金額で

7, 712千円、率にして41.6%縮減した。

- ・ 16年度において、町債の発行を公債費元金償還額の範囲内に抑制し、町債残高の縮減に努めた。

② 平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

ア 人件費削減

i 職員削減

- ・ 一般職 17年度から21年度までの5年間で職員数を11人削減
(節減効果：80,000千円)
- ・ 議会議員 19年4月の統一地方選挙から町議会の議員定数を20人から18人に削減
(節減効果：9,636千円)

ii その他

- ・ 18年度から特殊勤務手当（有線業務手当、特地勤務手当）の廃止を予定
(節減効果：96千円)
- ・ 21年度までに、特殊勤務手当（町税事務手当、じんかい業務手当）の支給のあり方について検討（節減効果：498千円）
- ・ 20年度までに、社会教育委員・公民館運営審議会委員の定数を見直し、現在の20人から16人に削減することを検討（節減効果：150千円）
- ・ 21年度までに、体育指導委員の定数を見直し、現在の25人から18人に削減することを検討（節減効果：300千円）
- ・ 18年度から神山小中学校、小蓑小中学校の臨時給食調理員2人を削減
(節減効果：2,380千円)

イ 組織の統廃合

16年4月に大幅な機構改革を実施したところであるが、今後においてもスリム化・効率化の観点に立って、より一層の見直しを行うとともに、新たな行政課題や複雑多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、施策の重点化に沿った機動性重視の組織・機構の構築を目指す。

ウ 民間委託による事務事業費削減

- ・ 18年度までに、高齢者教育学級、女性教育学級を、学習者が自ら自発的・能動的に開設・運営する自主学級に改めるとともに、生涯学習指導員職の廃止を検討する。
(節減効果：3,200千円)
- ・ 19年度までに、平井幼稚園井上分園の夜間警備の民間委託を検討（節減効果：80千円）
- ・ 20年度までに、体育施設に係る事務事業の整理・統合を図るとともに、民間委託を目指す。
(節減効果：10,000千円)

エ 施設等維持費の見直し

- ・ 人員配置の適正化により、人件費を削減するなど管理経費の徹底した節減
- ・ 施設の維持管理の効率化、経費削減が図れる管理方式の検討を行い、早期導入を目指す。
- ・ 17年度から総合運動公園の草刈業務等を施設利用者によるボランティアに移行
(節減効果：2,585千円)

オ 補助金等の整理合理化

- ・ 17年度から前納報奨金制度の見直しを行う。(節減効果：28,600千円)
- ・ 町が果たすべき役割か否か、補助事業で行うことが目的に照らして最も適切か否かについて検討するとともに、5年以上経過している奨励的な補助金は廃止を前提に見直す。

カ 投資的経費の見直し

- ・ 下水道事業の計画的推進により、21年度までに合併処理浄化槽設置費補助金の20%削減を目指す。(節減効果：5,000千円)
- ・ 公共事業については、町全体の均衡ある発展という視点に立った上で、事業の緊急性、費用対効果等の観点から再点検を行う。また、工事コストの縮減、入札方法の改善による請負額の圧縮等により、普通建設事業費を一般財源ベースで、21年度までに16年度当初予算対比20%削減する。
(節減効果：96,000千円)

キ 内部管理経費の見直し

- ・ 職員の省エネ意識を高揚させるため、昼休み中の消灯(窓口業務を除く)を始め、17年度からクールビズに取り組むなど冷暖房の節減温度の設定に努める。
- ・ 両面コピーの徹底、コピー用紙等紙類のリサイクルの推進を図り、経費の節減に努める。

ク その他事務事業の整理合理化

下水道整備事業の推進に当たっては、17年度に国の地域再生計画の認定を受け、汚水処理施設整備交付金(農業集落排水事業と公共下水道事業の間で事業費を融通し合える交付金)を活用した効率的な整備推進を図る。

ケ その他

17年度以降も町債の発行を公債費元金償還額の範囲内に抑制し、町債残高の抑制に努める。

6 地方公営企業（水道事業）

(1) 経営改革の推進

① 平成16年度末時点におけるこれまでの経営改革の取組状況

ア 事業の改革

i 事業の概要

本町の水道事業は、昭和38年9月から給水を開始し、その後、生活環境の改善や地域開発に伴う水需要の増加に対応しながら拡張事業を行ってきた。

現在は、第4次拡張事業計画に基づき拡張事業を進めている。

ii 経費の節減

配水管の布設に当たっては、費用負担を少なくするため、既設道路の拡幅工事等との同時施工を行うなど経費の節減に努めている。

iii 施設異常時の対応

・ 時間外の漏水事故等発生の場合

住民からの通報が当番職員の携帯電話に連絡が入る体制の整備

水道工事業者の当番制による待機

・ 水道管の埋設箇所や仕切弁の位置などがディスプレイ上で確認できるマッピングシステムの導入

・ 各施設に異常が発生した場合

上下水道課のコンピュータから各職員の携帯電話に事故の内容等が送信されるテレメータシステムの導入

イ 事務の改革

料金・財務・検針データ取入れシステムの電算化

ウ リスク管理

ペイオフ全面解禁に対応して、預金を決済用預金（普通預金決済型）に変更

エ 民間委託等の推進

・ 検針業務の外部委託

・ ポンプ施設の自動給水装置の保守点検を民間業者に、施設の周辺管理をシルバー人材センターに委託

・ 本管の漏水事故等の対応を民間委託

・ 水質検査を公認検査機関に委託

② 平成17年度～21年度までの5年間の経営改革の取組目標、目標の具体的な内容、取組時期

ア 建設事業費の節減

配水池等の主要建設事業を除き、建設事業の緊急性・優位性を精査することによって、建設事業計画を大幅に見直し、5年後における財政負担の軽減化を図る。

イ 住民サービスの向上

18年1月から水道部門と下水道部門を同一フロアに集約させて、受付窓口を一元化し、手続きの簡素化を図る。

ウ アウトソーシングの可能性の検討

民間事業者のノウハウを有効活用することにより、利用者の満足度を高めるとともに、アウトソーシングの可能性を検討する。

エ 経営分析の強化

財務状態や経営状態の各指数を定期的に分析して、経営をより効果的・効率的に行うとともに、事業の方向性を的確に把握する。

オ 料金制度の検討

異常漏水、節水機器の普及、人口増加傾向の鈍化などによる水需要の変化に的確に対応するため、今後の料金制度のあり方を調査・検討する。

(2) 経費節減等の財政効果

① 平成16年度末時点におけるこれまでの実績

ア 収入関係

i 未収金の徴収対策

水道料金滞納者に対しては督促状の送付、さらには給水停止予告を行い、特に悪質な滞納者には、給水停止通知を行った上で、給水を停止している。

ii 一般会計からの繰入

地方公営企業法第17条の2第2項に規定されている未給水地区の工事に係る経費の一部を一般会計から繰り入れるとともに、同法に規定されている消火栓設置に要する経費等を一般会計から繰入措置を行っている。

イ 支出関係

(民間的経営手法の導入による事務事業費削減)

- ・ 検針作業の事務軽減のためのハンディシステムの導入
- ・ 水道管の埋設位置などがディスプレイ上で確認できるマッピングシステムの導入

② 平成17年度～21年度までの5年間の経費節減等の目標

ア 収入関係

i 未収金

利用者の料金収納の公平性確保と、経営基盤である収入の確保により一層努める。

ii 水道料金

料金体系については、香川県水道局及び他市町の動向を踏まえて見直しを行う。

イ 支出関係

i 建設事業費

配水管布設及び老朽管更新事業費については、5年間の平均で10%削減する。

ii アウトソーシング

- ・ 外部委託している業務等については、競争原理による経費削減が図れるように努める。
- ・ 新たな業務等のアウトソーシングの可能性について検討する。